

酸化チタン（ナノ粒子）の気中濃度等の調査について（案）

酸化チタン（ナノ粒子）のリスク評価のため、平成24年度委託調査により、以下のとおり、関係事業場における気中濃度等の調査及び測定法の検討を行う。

1 気中濃度等の調査

（1）対象事業場

関係事業者団体の協力を得て、対象事業場の候補を厚生労働省において検討。

ただし、測定法の制約から、ナノ粒子とナノ粒子以外の酸化チタンが混在する可能性のある事業場は対象としない。

（2）調査方法

可能な限り「ばく露評価ガイドライン」の初期リスク評価に基づいて実施。

（3）測定方法等

吸入性粉じん（レスピラブル粒子）中のチタンの分析による重量濃度の測定を基本とし、関係情報を可能な限り収集する。

① 吸入性粉じん中の重量濃度の測定

個人ばく露測定を中心とするか否か、サンプリングの際の分級をどのようにするか等について、24年度委託先機関と調整。

② 関係情報の収集

「ナノマテリアルのリスク評価の方針」（リスク評価検討会とりまとめ）では、可能な限り、結晶構造、粒子の形状、表面処理、一次粒子径と二次粒子径、表面積、個数濃度、粒子サイズの分布等の情報を収集することとされており、具体的にどのように対応するかについて、24年度委託先機関と調整。

2 測定法の検討

23年度までの委託調査で対応できなかった、一次粒子径がナノサイズの酸化チタンと、それ以外の酸化チタンが混在する場合の対応等について、引き続き検討が必要。